

美しいひだ・みの景観特区

都道府県名：

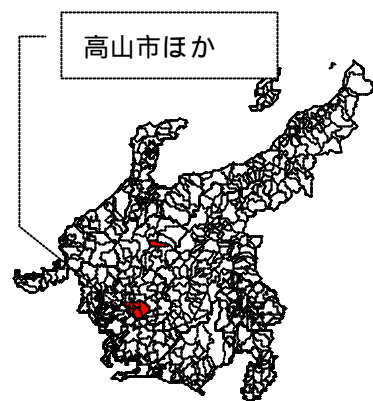
岐阜県

申請主体名：

岐阜県

区域の範囲：

高山市、多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市及び瑞穂市並びに岐阜県可児郡御嵩町の区域の一部



特区の概要：

美観風致の維持・公衆に対する危害の防止のため、屋外広告物法第7条で定める要件に従い、市町において違反広告物を簡易除却しているが、要件に当てはまらないため簡易除却ができず、路上に放置されている違反広告物が多く、街の美観を損ねている。当該特区を設定することにより、要件の緩和及び除却物件の拡大が図られ、実効性のある簡易除却が実施されることにより、違反広告物の減少、良好な景観形成並びに住民の意識高揚及び景観形成に向けた活動を促進する。

適用される規制の特例措置：

・ 条例違反の屋外広告物除却の迅速化及び対象拡大



